

現物出資に係る承継会社に関する明細書
(免除届出用)

受贈者、相続人 (受遺者) の氏名	入 力 確 認 ※	※
----------------------	--------------	---

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項 第40条の7の10第27項 の規定による免除届出書の提出における現物出資に係る承継会社に関する明細は、次のとおりです。				
現物出資に係る承継会社の名称			本店の所在地	
	(変更前)		(変更前)	
死亡等の日 ^(注1) の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額		① 直前の事業年度 円	② 2期前の事業年度 円	③ 3期前の事業年度 円
死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 ^(注2) の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日			事実発生日	・
			事 由	

※欄には記載しないでください。

この明細書は、現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書と一緒に提出してください。

資産保有型会社等に関する事項

1 租税特別措置法施行令第40条の8第24項第2号又は第40条の8の2第30項第2号の要件に関する事項

※ 当該事項に該当する場合には、2③欄から⑩欄までの記載及び3欄の記載は不要です。

死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、現物出資に係る承継会社が資産保有型会社等であるとした場合に租税特別措置法施行令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。)	□
---	---

2 特定資産の保有割合等の計算

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額		円		
② 直前の事業年度末における準備金の額		円		
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額		円		
④ 直前の事業年度における総収入金額		円		
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入		帳簿価額	運用収入	
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社 ^(注3) に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円	j 円	
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b 円	k 円	
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円	l 円	
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円	m 円	
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円	n 円	
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f 円	o 円	
	特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者 ^(注4) に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g 円	p 円	
⑥ 剰余金の配当等の額 (直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの) ^(注5)	特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h 円		
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円		
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)		円		
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)			円	
⑨ 特定資産の保有割合 (⑦/(③+⑥))		%	⑩ 特定資産の運用収入割合 (⑧/④)	%

3 死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書若しくは第22項ただし書又は同令第40条の8の2第25項ただし書若しくは第27項ただし書に規定する場合^(注6、7)に該当することとなった事実の有無 (いずれかを丸で囲んでください。)

有※	無
----	---

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「現物出資に係る承継会社に関する明細書(免除届出用)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。

記載方法等

- 1 この明細書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、同法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。

2 記載方法

- (1) 「死亡等の日の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額」欄は、各事業年度における営業外収益及び特別利益を除いた総収入金額を記載します。
- (2) 「1 租税特別措置法施行令第40条の8第24項第2号又は第40条の8の2第30項第2号の要件に関する事項」欄に該当する場合には、「2」欄のうち「③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入割合（⑧/④）」欄までの記載及び「3」欄の記載は不要です。
- (3) 2の「⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入」欄の「帳簿価額」は直前の事業年度末における承継会社の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額を記載し、「運用収入」は直前の事業年度における特定資産に係る運用収入を記載します。

(注) 1 「死亡等の日」とは、

- (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日又は③特例事業受贈者が同条第14項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
 - (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日又は②特例事業相続人等が同条第15項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- 2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。
 - 3 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第17項第2号イに定めるものをいいます。
 - 4 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別の関係がある者をいいます。
 - 5 承継会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。
 - 6 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。
 - 7 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。